

## 文部科学省事務方面談報告書

日時 : 2019年5月28日(火) 16:55~17:45

場所 : 文部科学省会議室

面談者 : 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 青少年教育室/図書館・学校図書館振興室  
室長補佐(併) 青少年体験活動推進専門官 荒木正寛氏、図書館振興係長 齊藤夏江氏、  
法規係長 海老洋太氏

<図友連>代表以下9名

### <図友連>

この会合は毎年行っている。「文書でご回答ください。」としている。文部科学省の組織も新しくなった。以前は文書での回答をもらえなかったが、今回からは文書で回答をいただけないか？総務省からは回答をいただいている。以前の「一括法案」の時のように、面談の文書確認は少なくともさせてもらいたい。

### <文科省>

文書回答ではなく、やりとりを文書記録として、双方確認したものを残した方がよいと考えている。回答文だと形式的になってしまい、本音でのやりとりが反映されにくい。

### <図友連>

今回も「回答」という形ではなく、議事録を文書という形で残すことに同意します。

### <文科省>

要望書について口頭回答します。

「1 公立図書館の管理運営を指定管理者制度の対象とする施策、誘導助言などをしないでください (1) 指定管理者制度を導入した図書館の調査を実施して、実態を明らかにしてください。」については、当方としてはユーザーとの意見交換は重要なので、折々に本日のような機会を用意していただけたら有難い。指定管理者制度が良いも悪いも云っていない。指定管理者制度の導入は、設置者である地方公共団体の判断であり、誘導助言は全く行っていない。公立図書館の調査<sup>1</sup>はしているが、指定管理の個別の中身までの調査はやっていない。

「(2) 公立図書館の建設、運営などの計画に指定管理者制度導入が構想されている場合は、補助金、起債許可の対象としないよう各省庁に徹底してください。」については、指定管理者制度の導入は地方自治体の判断であり、それをもって補助金等の対象から外すような国としての関与は行うことはできない。

「2 公立図書館を機能させるために専門職員の配置をすすめてください」については、地方財政措置で都道府県と市町村の職員の人件費について措置されている。今国会において、「読書バリア

---

<sup>1</sup> 平成27年度「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書平成28年3月 株式会社図書館流通センター  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/chousa/\\_icsFiles/afieldfile/2016/09/26/1377547\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/chousa/_icsFiles/afieldfile/2016/09/26/1377547_04.pdf)

フリー法案」の提出が予定されており、法案が成立すれば、所要の経費について地方財政措置を拡充要望していく必要がある。

「3 公立図書館に図書館協議会の設置を促進し、その活動を活発にする施策などをしてください」については、文科省は、地方財政措置を毎年要望しているところ。文科省が図書館協議会を活発にする施策として、好事例を参考として紹介することなどが考えられる。図書館協議会が活発に活動しているところを把握しているなら、事例として文科省で全国で紹介できるので教えていただきたい。

「4 地方交付税の図書館経費の積算内容を豊かにしてください」については、文科省は図書館を大事だと思っているので、総務省に図書館費の拡充要望を引き続きしていきたい。

「5 JAPAN/MARCの普及を推進してください」については、JAPAN/MARC 普及の件は一義的には国立国会図書館の問題だと考えている。「公共図書館プロジェクト」<sup>2</sup>の議論がまとまったところで、文科省としても必要な検討していくこととしたい。

「6 MLA（博物館、図書館、文書館）連携が進む施策を実施してください」については、日本の中でどんな事例があるか、現場にいるみなさまから教えていただきたい。

#### <図友連>

資料<sup>3</sup> 2頁、「2. 所管別図書館③長所管の社会教育施設」（社会教育統計 2015年より）に136という数が首長所管とあるが、この時点（舞鶴市では2016年から補助執行という名目で学校教育以外のすべてが移管された。調査時点は2015年なので）では京都府舞鶴市が入っていないと思うが、どうか。教育委員会から移してもよいという法案が今でているが、この時点でこのような数字（136館）が上がっているのはどうしてか？文科省の調査によるものだが。

#### <文科省>

図書館法第2条の図書館ではなく、図書館法第29条の図書館同種施設にあたると思われる。

#### <図友連>

補助執行については総務省にも聞いた。即答はなかった。この数字にそういうものは含まれるのか？

#### 図書館法（図書館同種施設）

**第二十九条** 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

**2** 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

#### <文科省>

補助執行とは、教育委員会が本来所管しているものを首長部局に補助執行させているものであり、同種施設には含まれない。

#### <図友連>

<sup>2</sup> 活字文化議員連盟「公共図書館プロジェクト」

<sup>3</sup> 「図書館をめぐる状況 2019」2019年5月 図書館友の会全国連絡会作成 当日配布

舞鶴市では28年の2月に文化スポーツを移す条例を作った。そして市民文化環境部に移管された。この文化・スポーツという中には社会教育は含まれていなかった。3月の教育委員会会議では、残ったものは補助執行するとして、4月から社会教育部門全体を移した。

首長部局に移ったとたんに予算が半減したという事例である。今回の方法が法律違反ではないかと考えているので、文科省としても把握して欲しい。

#### <図友連>

衆議院の国会中継を見ていると、共産党君島議員さんが文部科学委員会で図書館について発言し、文科省に質問していたので、文科省も関わっていると思うが。

「5. JAPAN-MARC 普及」について、公共図書館だけではなく、学校図書館でもパソコン管理をしている。小規模図書館でパソコン管理する必要がないところでも、(有料の民間)MARCなどの経費かかって、肝心の資料購入に予算が回らないことがあるので、JAPAN/MARCのような経費がかからないものを使うと、もっと充実するので、文科省がプッシュして欲しい。

#### <文科省>

JAPAN/MARCは「公共図書館プロジェクト」での議論の動きを見ながら、対応したい。

#### <図友連>

文科省はJAPAN/MARCを普及するのが必要だと考えているのか？

#### <文科省>

現段階ではJAPAN/MARCは文科省としてはまだ判断がつかない。文科省としての立場は明確に発言できない。

#### <図友連>

「公共図書館プロジェクト」の議論と方向を見て欲しい。学校図書館で子ども達が学ぶことが大切なので、文科省もJAPAN/MARCを無料で使える問題にもしっかりと対応して欲しい。

「2. 図書館職員の専門職配置」について、専門職員の配置は地方財政措置を増額措置するというだけのレベルではない。「図書館法」や「社会教育法」が地方分権一括法でこれほど簡単に改正できるのであれば、司書を専門職として位置付けるという法律も、文科省ががんばればできるのではないかと。

地方自治体の財政措置については、司書職制度を教育公務員として位置付けることができると思う。司書職制度は文科省が本腰をいれれば、できるのではないかと。教育公務員にするというのは中教審でもでていたと思う。図書館には正規職員の司書が必要と、法に必置を明記して欲しい。

#### <文科省>

どこまでできるか、という話では図書館で働いている司書の待遇が厳しいと聞いている。

## <図友連>

待遇だけではなく、この国には、図書館に専門職が必要だという考えがないのではないか。法律に「司書職が必要だ。」ということをしっかり書き込んで欲しい。図書館は非常勤雇用の温床のようになっている。欧米では図書館員のステイタスが非常に高い。文科省としてがんばればできるのではないか。正規職員で司書を位置付けることは、専門職の働き方改革のモデルにもなる。

## ● 地方分権一括法案<sup>4</sup>の附帯決議5. 7について確認

- 五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。
- 七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

附帯決議「5. 地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。」となっているが、舞鶴のような場合は、文科省が地方自治体に対して、助言を行うと解釈していいのか？条文の主語が分からない。

## <文科省>

地方分権一括法には附帯決議が付された。附帯決議は国会の側から法律を執行する政府に対して留意事項を示したもの。附帯決議の前文に「政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。」とある。したがって、5. も7. も、あえて主語を明らかにするのであればそれは政府であり、文部科学省である。

## <図友連>

もうひとつの附帯決議「7. 社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと」となっているが、この担保として重要なのは図書館協議会だと思う。図書館の状況を判断して、評価をする役割をもっている。住んでいる自治体のように図書館協議会がない場合は考えてもらえるのか？担保措置という言葉は抽象的なので、よく分からない。この附帯決議はどこが、どういう話し合いを経て、文書を作ったのか？決議されたのか、教えて欲しい。補助執行をしている首長に向けて指導を行うと考えていいのか。

## <文科省>

附帯決議と関連づけてというのは難しいが、図書館協議会は重要だと考えている。研修等のさま

---

<sup>4</sup> 令和元年5月31日成立「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第9次地方分権一括法) この面談の時は審議中 <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

さまざまな機会をとらえて、その点については伝えていきたい。

### <図友連>

指定管理者制度について、外的な調査はしていると言っているが、中身に踏み込んだ調査はしていない。評価を下す調査を期待している。

図書館協議会がもっとも大切だと思うが、府中市で図書館協議会の運営を業務委託していることは知っているか？400万円<sup>5</sup>ほどで受注したと聞いている。

文部科学省に図書館振興係の名称を残して欲しいと要望してきた。齊藤氏が図書館振興係長というポストに着かれたので、よろしくお願ひしたい。

指定管理者制度は非常に問題になっている。新聞にも記事になっている。これに対して、実態はどうなっているかをきちんと調べるのは文科省としても必要ではないのか？ずっといい続けている。あえて調べようとしなないのは、指定管理をすすめるようとしているのではないのか。

調べると問題点がでてくるので、調べようとしなないのか。

指定管理は民主主義の破壊であるという図書館研究者もいる。地方自治体の首長の問題とだけ言わずに、文科省として考えて欲しい。「社会教育法」「図書館法」を読む限り、指定管理者制度は図書館にそぐわないということをも文科省が言って欲しい。

先ほど要望書付属の統計資料の2頁、「2. 所管別図書館③長所管の社会教育施設」(社会教育統計2015)の長所管図書館136館を、図書館法第29条の「図書館同種施設」として説明したが、多くは補助執行によるものではないのか。補助執行は、本籍は教育委員会であるのだが、回答した自治体は実態が長所管になっているから、長所管と回答をしてきたのではないのか。長所管内に含まれているという「図書館同種施設」の数は幾つか明らかにしてほしい。

2002年に鎌倉市で補助執行をしようとした時、文科省の資料として、生涯学習部の所管一覧表をみたことがある。その調査はないのか？

### <文科省>

2010年ころまではあるはずだ。今、あるかないかはわからない。確認したい。

同種施設は教育委員会所管が要件ではない。教育委員会所管の図書館で首長部局において補助執行しているものとは異なる。なお、社会教育調査では、同種施設も含めて調査しており、その旨明記している。

### <図友連>

市民として、理解できないところもあるので、説明責任を果たして欲しい。

地方の会報など、資料を送る時はどこに送ればいいのか、教えて欲しい。これは福岡の学校図書館の状況を書いた資料が入っている。

先ほどの話の中で職員の人件費について措置していると言っていたが、今は必ずしも司書として採用す

---

<sup>5</sup> 「府中市図書館協議会(仮称)運営支援等業務委託に関する公募型プロポーザル募集要項によると、受注額374万円

る必要はないので、一般職の職員の場合もある。司書が継続的に採用・配置されるという状況になっていない。

2017 年度「公立図書館の実態に関する調査研究」は図書館流通センターに委託されている。結果が大変ずさんである。図書館流通センターという指定管理者を請け負うの最大手会社に調査を委託するのは、われわれは納得できない。

### **<文科省>**

国民のみなさまへの説明責任を果たしていきたい。できたばかりの室なので、図書館の状況を正確に知りたい。今日も課長と一緒に横浜市为学校図書館を視察させていただいた。時間の許す限り現場のご助言、ご意見を今後の参考にさせていただきたい。文科省は本当に図書館が重要だと思っている。